

〔尊卑分脈四部〕兼好左兵衛佐以俗名爲法名。

〔半陶藁二〕德源字說

孺人見譽、出于平公垣屋氏之華族、實女中大丈夫也、少而留心念佛三昧、入知恩上人淨土之社、上人命以法諱、今見譽是也。

〔貞丈雜記人名〕一天台宗の寺の僧の名に、民部卿兵部卿式部卿など、云は、是を君名と云也、他人

より云には、民部卿の君、兵部卿の君など、云也、畢竟は喚名也、かの僧、民部卿式部卿の官に任じたるにはあらず、狩野家の繪師などの民部卿など、云も是に同じ、僧に准じたる也、其根元を正せば、攝政關白の子の僧になりて、法印になりたるをば、殿法印と云、攝政關白をば、殿攝政關白をば殿左大臣の子

の僧正になりたるをば、左大臣の僧正と云、式部卿の子の法印になりたるをば、式部卿の法印と云、類皆父の官を以て稱する也、後代に至ては父の官に拘らず、百姓商人の子にても、天台の僧にだになれば、兵部卿治部卿など、よぶ事になりたり、

〔類聚名物考姓氏八〕僧の官名をもて呼名とする事

僧の名に官名を用ゐて、よび名とするは、寛平法皇多の御時より初るといひ傳へたれども、これもさだかなるゑるしなし、まづ今も大少納言宰相中將、あるは八省のかみの治部卿宮内卿など、いふの類ひ、いと多し、

〔源平盛衰記九〕山門堂塔事

近來行人トテ、山門延曆寺ノ威ニ募リ、切物苛物責ハタリ、出舉借上、入チラシテ、德附公名附ナンドシテ、以外ニ過分ニ成リ、大衆ヲモ事共セズ、師主ノ命ヲ背キ、加樣ニ度々ノ合戰ニ打勝テ、イトゞ我慢ノ鋒ヲゾ研ケル、

〔山槐記〕治承三年十月十日甲午、今日院宮御年十一、母故仁操僧都女、仁和寺覺法親王御弟子爲御受戒、令向東大寺給、略中